

古河第六小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月改訂

1 方針、定義、基本理念

(1) 基本的な方針

いじめは、いじめを受けた児童の心や体を深く傷つける、重大な人権侵害行為である。本校では、すべての児童がいじめを行わず、かつ他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを傍観することがないように、学校教育活動を通じて道徳心を養い、規範意識を高め、他者を思いやる心情を育てる。また、「いじめは人間として絶対にゆるされない行為」という意識を児童に徹底させ、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの未然防止及び早期発見・早期対応に組織的に取り組む。いじめが疑われる場合は、本人の心情に寄り添いながら保護者と連携を図り、適切かつ迅速に対処し、その再発防止に全力で取り組む。

(2) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(3) 基本理念

この基本方針は、平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条（学校基本方針の策定）に基づいて策定するものである。学校においては、この法の有無に関わらず、児童におけるいじめ対策に万全を期すことは当然であり、今までも行われてきたものであるが、ここに明文化することで、職員間の共通理解を図り、継続的かつ効果的な指導効果を上げることを目的とする。すなわち、学校においては、いじめ未然防止の観点から、学校生活のあらゆる場面において、日頃から児童の心の成長を促し、「いじめをしない、させない、傍観しない」との認識を全職員及び児童が再確認するとともに、「いじめはどこにでも起こり得る」との認識の下、素早い発見と対応ができるよう、情報収集と組織での対応を心掛けなければならない。また、法の第9条にある通り、保護者は、児童に対し規範意識を養う等、いじめ防止について、学校と同一歩調で取り組んでいく必要があることについて、継続的に情報発信していくものとする。

※第9条 保護者は、子の教育について第一義的責任を有するものであって、その保護する児童等がいじめを行うことのないよう、当該児童等に対し、規範意識を養うための指導その他の必要な指導を行うよう努めるものとする。

※第13条 学校は、いじめ防止基本方針又は地方いじめ防止基本方針を参酌し、その学校の実情に応じ、当該学校におけるいじめの防止等のための対策に関する基本的な方針を定めるものとする。

2 組織

(1) 生徒指導部会

月1回の部会には、管理職及び生徒指導主事、各担任が集まり、各学年の気になる児童やいじめの状況についての情報交換をする。また、特別支援コーディネーターが集約した特別な支援を要する児童についての情報をもとに、年度初め及び必要に応じて、共通理解を図ると共に当該児童への支援方針を検討する。さらに、年間計画、アンケート調査等の見直しや提案を行う。

(2) 職員会議

年度初め及び必要に応じて、「学校いじめ防止基本方針」をもとに職員研修を実施するとともに、いじめの状況や特別な支援を要する児童について、全職員で共通理解を図る。

(3) いじめ問題対策委員会

重大ないじめの状況が確認された（又は認知された）際、臨時的に設置し、解決までの中核的な役割を担う。

＊構成メンバー：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭及び関係職員等とする。

(4) 組織図

※ 別紙1のとおり

(5) 年間指導計画

※ 別紙2のとおり

3 いじめの種類

いじめの種類としては、主に以下のものがある。これらは重なって起こり、ひとつの行動が別の行動を促進する。また、時間が経つにつれ、これらの行動は巧妙になり見つけにくくなる。したがって、早期発見、早期介入が必要である。

- | | |
|---|---|
| A | 身体的いじめ： 暴力（叩く、押す、殴る、蹴る、そうした力を誇示して脅す） |
| B | 言葉のいじめ： からかい、悪口、あだ名、噂を広げる、言葉で威圧する等 |
| C | 社会的いじめ： 仲間はずれ、無視、命令する、对人的実験としての「実験いじめ」等 |
| D | 物質的いじめ： 被害者の持ち物を壊す、取り上げる、隠す、金品を要求する、落書きをする等 |
| E | 性的いじめ（セクハラ）： 相手を嫌な気持ちにする性的な言動全て |
| F | 社会的差別： 人種、宗教、家庭等を原因にしたいじめの全て |
| G | ネットいじめ： E-mail、掲示板、SNS、LINE等を使ったいじめの全て |
| | 【直接的いじめ】 |
| ○ | 顔をつきあわせたところで起きるいじめ。身体的な暴力、脅し、威圧的な振る舞い等 |
| | 【間接的いじめ】 |

- 第三者が関わっている。噂を広げたり、仲間はずれにしたりすること等、被害者に直
接行われないうじめ（被害者が見えないところで行われる場合もある。）

4 未然防止

(1) 基本的な考え方

いじめの未然防止のためには以下のことが必要であるとする。

- 「いじめを絶対に許さない」ということを共有すること。
- 学校としてのルールと期待すべき行動を促進すること。
- 学校として、思いやりのある集団を作り出すこと。
- 児童に関わる全ての人（教職員、保護者、地域社会等）がいじめ未然防止について共有すること。

(2) いじめ防止に向き合う教師の姿

- 児童に寄り添い、一緒に活動する教師
- 児童の変化を敏感に感じ取り、迅速に対応する教師
- 常に児童の身になって考えようとする教師
- 児童のがんばりを認め、励ましのことばをかける教師
- 日頃から人権を尊重したことばづかいに心がける教師
- 宿題や日記等の提出物にいち早く目を通し、ひと言添える教師

(3) いじめ防止のための措置

① いじめについての共通理解を図るために

教職員に対して、いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点をはじめ、様々ないじめ防止に関する内容を校内研修や職員会議で周知して、平素から全教職員の共通理解を図っていく。なお、国立教育政策研究所生徒指導・進路指導研究センターや茨城県教育研修センター発行の調査研究資料を校内研修に活用する。

児童に対しては集会や学級活動等で、日常的にいじめの問題について触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気や学校全体に醸成していく。また、「何がいじめなのか」が分かるように掲示板等に常時掲示も行うなど、常に意識できるような取組を行う。

② いじめに向かわない態度・能力を育成するために

自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。そのために、学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、様々な活動の推進により、児童の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他者の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。

構成的グループエンカウンター（S G E）やソーシャルスキルトレーニング（S S T）を実施するなど、自他の意見の違いがあっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、

解決していける力や、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

③ 担任としておさえておくべきこと

いじめが生まれる背景を踏まえ、いじめのない集団を作るために、いじめの発生要因を押さえ、それを改善する。いじめのない学校・学級には、集団のストレスが少ないとされる。児童たちがストレスをため込みやすい状況として、以下のことが挙げられる。

- ◇ 教員との関係
教員の指導が著しく管理的・威圧的であったり、特定の児童だけが承認されたりする
ような状況等
- ◇ 学業の問題
授業が分からない、興味がもてない等
- ◇ 学級集団との関係
学級集団に親しみや帰属意識が感じられない等
- ◇ 友達との関係
児童同士で人間関係の軋轢やトラブルが多い、中傷や陰口が多い、ルールや規範の
確立がなくどう行動していいか分からない等
- ◇ 学校生活の単調さの問題
授業や学級活動の内容・展開がワンパターンで、毎日同じ生活の繰り返しで刺激
が少ない等

ストレスの少ない集団を育成するために、児童たちの実態に合わせて方針を定め、学級生活の全てを集団体験として意図的に活用しながら、学級経営を行う。

いじめのない学級を作るためには、次の3つが大切である。

- ◇ 児童の学級集団での生活・学習活動の満足感を高くする。
- ◇ 児童たちの間に親和的な人間関係を形成する。
- ◇ 学級の中に、人とかかわる、ともに活動する時のルールをしっかりと確立する。

これらのことから以下のことを進めていく。

ア 学級経営

小学生の一日の生活基盤は学級集団であり、学級担任の言動が、教室の雰囲気や児童同士の関わり方に大きく影響を及ぼすものであることを強く認識する。その上で、次のことを基本として、日々の指導に役立てる。

(ア) 児童理解

学級には様々な生い立ち、家庭環境、様々な個性の児童がいる。そのすべての児童の心持ちを理解する。その上で、児童個々の人格の完成をめざし、児童個々に応じた、日々の言葉かけや指導の方法を考える。複雑な家庭環境に置かれた児童もいるが、そのような児童こそ、深い理解と特別な支援が必要となる。クラス全員をよりよい方向へ導いていくことが、いじめのない学級経営の基本となる。

(イ) 居場所づくりと自己有用感の育成

自分の存在価値が認められており、充実した生活を送っている児童は、学校でのストレスが低くなり、向上心をもって物事に取り組めるものである。そのために、児童個々の特性を理解している担任の言葉かけや助言が、よい方向へ導くことを踏まえる。

(ウ) 学級集団

児童が満足し、充実感を得られるような学級集団を目指す。話を十分に聞き入れ児童理解を深め、規範意識を醸成する。

※ 学年経営等

学年職員の共通理解と協力体制が不可欠である。教師集団の性別・年齢・経験年数等それぞれのよさを生かし、学年の職員全員が学年の児童全員を導いていく。日頃から何でも相談できる風通しのよい職員集団でありたい。

さらに、委員会活動、クラブ活動等、全校体制で児童に関わっていく。

イ 授業づくり

➤ わかる授業

すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫する。ペア学習、グループ学習、少人数学習、T・T等学習形態の工夫や学級の枠を取り外した学年合同学習、タブレット、Chromebook、大型テレビ等の教育機器を積極的に活用する。

➤ 規律ある授業

チャイム着席や授業中の正しい姿勢、発表の仕方や聴き方等、集団の規律に関する基本的なしつけを徹底して指導する。

➤ コミュニケーション能力を育む授業

当たり前で発言したり、聴いたりする姿勢を育てる。

➤ いじめを考える授業

児童の人間関係のトラブルが起きやすい時期を踏まえる等して、年間計画に位置付けた上で、どの学年、どの学級においても必ず指導がなされるようにする。「自分の学級には、今、いじめがないから実施しない」といった考えではなく、すべての学級や学年で計画通りに実施する。

* 特別の教科 道徳

規範意識、友情、生命尊重等について考えさせる。年間 35 時間の授業を行い、

考え議論する授業を展開する。道徳的判断力、道徳的心情、道徳的実践意欲と態度を養い、いじめを起こさない学級風土と児童一人一人の心情の涵養を図る。

ウ 特別活動の推進

- ▶ 児童たちが活動できる仕組みをつくる、仕組みを変える
- ▶ 「ほめること」と「認めること」について
行事に取り組む、学習に取り組む等の際、**児童自身に目標や工夫する点、努力する点等を考えさせておき、その基準に沿ってどこまで達成できたのかを評価することが、「認める」という行為では重要である。**単によかった・悪かったと評価するだけの「ほめる」では、「自尊感情」を育むことはできても、「自己有用感」を育むことにはなりにくいということを踏まえる。
例えば、振り返りをワークシート等を用いて行うのであれば、**児童生徒の振り返りに対して、ただ「頑張ったね」とだけ書くのではなく、その児童生徒が「こだった」「見てほしかった」点に触れた記述を返す。**そのためにも、一人一人をきちんと見ることが大切である。
- ▶ 児童の自主的、実践的な活動を展開するにあたって
全教職員の共通理解と協力体制の確立が不可欠である。児童の失敗に直ちに干渉したり、援助したりするのではなく、温かく見守り、期待し、個々の児童の状況に即して適切に指導する。「なすことによって学ぶ」という方法原理を十分に生かして、失敗の経験を生かす、発展させる等の視点をもつ。
- ▶ 児童の自治的な能力や自主的な態度の育成
特別活動は、学力向上の基盤に必要なよりよい人間関係を築き、いじめや不登校等の問題に対する予防薬的な役割を果たす等、児童の成長に欠かせない教育活動であることを踏まえる。
 - ・学校行事：「なかよしフォーラム」「いじめ撲滅宣言」等の推進
 - ・相談箱の設置等

④ 生徒指導目標の明確化

教育は人格の完成を目指して行われるものである。少なくとも義務教育修了年限までは視野に入れ、今、何をすべきかを明確にしておく。学年が上がり、自我が目覚めてくるに従い、指導が難しくなる。それを見越して指導していく。

- ▶ 低学年：しっかりとしたしつけと生活習慣を身に付けさせる。
- ▶ 中学年：周囲に目を向け、集団の中で自分が何をなすべきかを考え実行させる。

▶ 高学年：児童個々の考えを尊重し、理解しながら、どうすべきかを考えさせる。

⑤ 保幼小連携、小中連携の推進

・社会性や自尊感情、自己有用感等を発達段階に応じて身に付けさせるために、保育園や幼稚園との連携、中学校との連携を進める。

⑥ メディア教室の開催

・携帯電話やインターネットを通じて送信された情報の流通性、発信者の匿名性利用の依存症や特性を児童や保護者が理解し、携帯電話やインターネットを通じて行われるいじめ行為を回避・防止するため、専門家による情報モラル教育を定期的実施する。

5 早期発見

(1) 基本的な考え

いじめは、大人の目につきにくい時間や場所で行われていたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりする等、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われたり、児童同士であっても当事者以外には分からないように行われたりしていることを認識する。

その上で、たとえささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、学級担任だけでなく、複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知できるように努める。

日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す小さな変化や危険信号を見逃さないようにアンテナを高く保つとともに、教職員がお互いに児童の情報の交換を行い、情報を共有するようにする。

(2) いじめの早期発見のための措置

ア 日常的な観察としては、休み時間や放課後等の児童の様子に目を配ったり、教職員と児童の間で日常行われている日記等を活用して交友関係や悩みを把握したりする。児童に関わる教職員の情報交換を「学年会」などで常日頃から密に行うようにする。ただし、基本的な考えにあるように、いじめは大人には気付かないようにしていることが多いことから、観察等だけに頼るのには限界がある。そこで、実態把握の方法として、定期的なアンケートは、「Q-U」や「いじめアンケート」等の質問紙による調査方法を用いる。また、これらの調査を実施した後、結果等を個別面談に生かしていく。

イ 保護者と連携して児童を見守るため、個人面談や家庭訪問を活用する。日頃から保護者と情報交換をするように、保護者用のいじめチェックシート等を活用していく。

ウ 児童及びその保護者が抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、担任以外の窓口であるスクールカウンセリングや保健室等を中心に相談体制を整備する。

エ 学校だよりやホームページ等により、相談窓口としてのスクールカウンセリングや保健室の利用、外部の電話相談窓口について広く周知していく。

また、これらが適切に機能しているかどうか、「いじめ問題対策委員会」により、定期的に体制を点検するようにする。

オ 地域情報連絡協議会を開催し、児童を取り巻く教育環境に関わる問題について協議する。主任児童相談員、民生委員、自治会長、PTA本部役員、校長、教頭、教務主任、生徒指導主事等を構成員として、年1回（9月）開催する。協議内容は学校だよりで保護者に報告する。

カ 教育相談等で得た個人情報を関係機関（いじめ・体罰解消サポートセンター、少年サポートセンター、市子育て包括支援課、市社会福祉課、古河警察署、医療機関、法務局等）に提供する判断については、古河市教育委員会に報告した上で、校長が決定する。校長は、個人情報の範囲と提供先について、速やかに「いじめ問題対策委員会」に報告する。

6 早期対応

(1) 基本的な考え方

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を複数教職員で指導する。その際、謝罪や責任を形式的に問うことに主眼を置くのではなく、社会性の向上等、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

全教職員の共通理解の下、保護者の協力を得て、関係機関と連携し、対応に当たる。

(2) いじめ発生時の措置

- いじめに係る相談を受けたり、いじめ行為の疑いが発覚したりした場合は、いじめられている児童や保護者の立場に立って、速やかに詳細な事実確認を行う。
- 学級担任が一人で抱え込むことがないように、「いじめ問題対策委員会」を緊急に開催し、学校全体で組織的に対応する。
- いじめの事実が確認された場合には、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導やその保護者への助言を継続的に行う。
- いじめを受けた児童等が安心して教育を受けるために必要があると認められた場合には、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行う措置を講ずる。
- いじめの関係（被害・加害）者間における不要な争いを生じさせないように、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための措置を講じる。
- いじめた児童に対しては、行為の善悪をしっかりと理解させ、深い反省や謝罪の気持ちをもたせ、今後の生活に生かすよう指導する。
- いじめを見ていた児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめを止めることはできなくても、勇気をもって誰かに知らせるように伝える。また、はやし立てるなど同調していた児童に対しては、それらの行為はいじめに荷担する行為であることを理解させる。なお、学級全体で話し合う等して、いじめは絶対に許されない行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるようにする。
- 犯罪行為として取り扱われる内容のいじめについては、古河市教育委員会及び古河警

察署等と連携し、適切に対処する。

- いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、折に触れ必要な支援を行っていく。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した情報を適切に利用する。

(3) ネット上のいじめ等について

ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合、プロバイダは違法な情報発信停止を求めたり、情報を削除したりできるようになっている（プロバイダ責任制限法に基づく）ので、プロバイダに対して速やかに削除を求める等、必要な措置を講じる。こうした措置をとるに当たり、必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じる恐れがある時は、直ちに警察署に通報し、適切に援助を求める。

(4) 重大事態発生時の対処

児童が自殺したり、精神性の疾患を発生したりする等、生命・心身または財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間（年間30日程度）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、速やかに次の対処を行う。

- 重大事態が発生した旨を古河市教育委員会に速やかに報告する。
- 教育委員会と協議の上、当該事案に対処するため、弁護士、精神科医、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の専門的知識を有する者の他、第三者からなる組織を設置する。
- 上の組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 上の調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対して学校としての説明責任があることを十分自覚し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。その際、個人情報の保護に関する法律等を十分に踏まえる。

(5) 関係機関等との連携

① 教育委員会

毎学期行われている調査の結果を報告する等、連携を密にする。

② 保幼小連携等

小学校入学前の児童同士の関係や家庭環境等の情報を得て、児童理解を深める。また、1年生と六小地域及び近隣にある幼稚園・保育園の園児との交流会を実施し、互いの理解を深めていく。6年生に関して、小学校での状況を中学校へ引き継ぎ、卒業後も児童がよりよい成長を遂げられるよう当該中学校とも連携していく。

④ 警察

必要があれば躊躇せず警察に連絡し、助言を仰ぐ。

⑤ スクールカウンセラー等

スクールカウンセラーの来校日を保護者に周知し、スクールカウンセラーを活用する。

7 保護者・地域

(1) 啓発

児童の規範意識やしつけ等、児童の教育に対する第一義的責任は、保護者にあることを、学校だより等を通じて、継続的に周知していく。特にゲーム機等インターネットを通じてのいじめが予防やいじめがあった場合の児童の変化の特徴等について、学校だより等を通じて、保護者に協力依頼をする。

(2) あいさつ運動

朝のあいさつ運動を、毎学期実施する。保護者、地域ボランティアは、朝の挨拶を通して、児童たちを見守っていただくと共に、地域の一員としての意識をもってもらう第一歩とする。

(3) 地域との連携

第6区コミュニティ等と連携することで、いじめの未然防止、早期発見に努める。

8 重大事案発生時の対応

(1) 重大事案の定義

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

(2) 対処

- ① 市教委指導課に連絡する。
 - ・いじめ等の報告に際しては、その解決を第一に考え、正確かつ丁寧に説明を行う。
- ② 緊急対応会議を立ち上げ、市教委の指導をいただく。
- ③ スクールカウンセラー及び必要に応じてスーパーバイザーの派遣要請をする。
- ④ 事実確認のための調査を行い、必要に応じて関係機関と連絡をとる。
- ⑤ 調査の結果を児童及び保護者に提供する。
- ⑥ 以後、誠意をもって解決にあたる。

【別紙 1】 組織図

いじめ問題対策委員会

【構成員】

校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、特別支援教育コーディネーター、学年主任、養護教諭及び関係職員

※ その他、校長の判断により、スクールカウンセラー等、必要に応じて人権、心理、児童福祉、社会福祉、少年犯罪、発達障害等に関する専門的知識を有する者を参加させることができる。

※ 事実確認のため調査班を編成する場合もある。

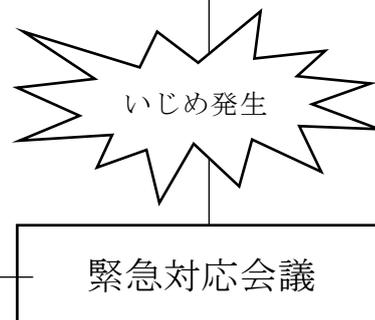
※ 事案により柔軟に構成する。

【調査班】

学年主任、担任、生徒指導主事、担任、養護教諭等

【対応班】

学年主任、担任、生徒指導主事、学年職員等



〈活動〉

ア いじめ防止に関する体制整備及び取り組みに関すること。

- イ いじめの早期発見に関すること。(アンケート調査、教育相談等)
- ウ いじめ事案(受けた者・行った者)に対する対応に関すること。
- エ 関係機関及び専門的知識を有する者等との連携に関すること。
- オ その他いじめに係ること。

〈開催〉

- ア 月1回を定例とし、運営委員会後に実施する。
- イ いじめ事案発生時は緊急開催とする。

【別紙2】年間指導計画

	月	各学級	学校全体
1 学 期	4月	<ul style="list-style-type: none"> ・「Q-U」式「学級作り」を基礎とした取組の実施 ・学級懇談における「いじめ防止基本方針」の周知 ・家庭訪問(家庭との情報交換) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「いじめ防止基本方針」の共通理解 ・「学級づくり研修①」 ・「いじめ防止研修①」
	5月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「配慮を要する児童」の確認
	6月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート①」の実施 ・児童個人面談の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「いじめアンケート①」の集計、まとめ、対応
	7月	<ul style="list-style-type: none"> ・生活アンケート ・「Q-Uテスト」実施 ・保護者個人面談の実施(夏季休業中) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「Q-U」の結果を検証と、結果をもとにした学級経営の修正
2 学 期	8月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「学級づくり研修②」 ・「いじめ防止研修②」
	9月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会
	10月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会
	11月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート②」(保護者・児童) ・人権標語作成(学活) ・「いじめ撲滅宣言」作成(学級活動) 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「いじめアンケート②」の集計、まとめ、対応 ・なかよしフォーラム

	12月	<ul style="list-style-type: none"> ・人権学習（道徳・学活） ・生活アンケート （保護者・教員・児童） 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「人権研修会」実施
3 学 期	1月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会
	2月	<ul style="list-style-type: none"> ・「いじめアンケート③」 	<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会 ・「いじめアンケート③」の集計、 まとめ、対応
	3月		<ul style="list-style-type: none"> ・いじめ問題対策委員会

※ いじめアンケートは学期に1回、年間3回実施する。